

税制上の優遇措置について（法人の場合）

法人税法上、寄附された金額が、全額その事業年度の損金に算入できます。本法人では、日本私立学校振興・共済事業団が行う「受配者指定寄附金制度」を利用していただくこととなります。

この優遇制度を希望されます場合は、本法人への「寄附申込書（様式 1）」のほか、財団法人寄附申込書（様式 1-1）が必要となります。

寄附金が入金され次第、本法人より「預り証」を送付させていただきますが、損金算入の手続きに必要な事業団発行の受領書（領収書）は、本法人を經由して送付いたします。なお、事業団が発行する「受領書」は、ご入金後 1 ヶ月程度要しますのでご了解の程お願いいたします。

問い合わせ先

学校法人尚絅学園 学園事務局経理課（窓口 平日 9:00～17:00）

〒862-8678 熊本市中央区九品寺 2 丁目 6 - 7 8

TEL : 096-364-0116（代表） FAX : 096-363-6520 E-mail : keiri@shokei-gakuen.ac.jp